

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第4号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

亀山市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年亀山市条例第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(助成の申請) 第9条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、市長は、 県内にある保険医療機関において、受給資格者（ <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が医療を受けた場合、福祉医療費の助成を当該保険医療機関に支払うことができる。 [3 略]	(助成の申請) 第9条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、市長は、 県内にある保険医療機関において、受給資格者（ <u>6歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が医療を受けた場合、福祉医療費の助成を当該保険医療機関に支払うことができる。 [3 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀山市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお

従前の例による。